

岩手県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市上太田字上瀬及び字穴口
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月2日から令和7年1月7日まで
- 3 実施する公共測量の種類 用地測量